

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者の当該給付金の額を定める等の措置を講ずること。

第二 改正の要点

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。（第五条関係）

1 平成三十四年一月十二日

2 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成三十四年一月十二日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に係る区分の新設

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設すること。（第六条第一項第二号、第四号及び第五号関係）

1 B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者 九百万円

2 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変になり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変にり患しているもの又は現に当該肝硬変にり患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの 六百万円

3 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、2に掲げる者以外のもの 三百万円

三 長期借入金の借入れ可能期間の延長

社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を五年間延長すること。（附則

第四条第一項関係）

四 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）